

金峰山少年自然の家の再建に伴う
新自然の家整備基本計画（素案）について

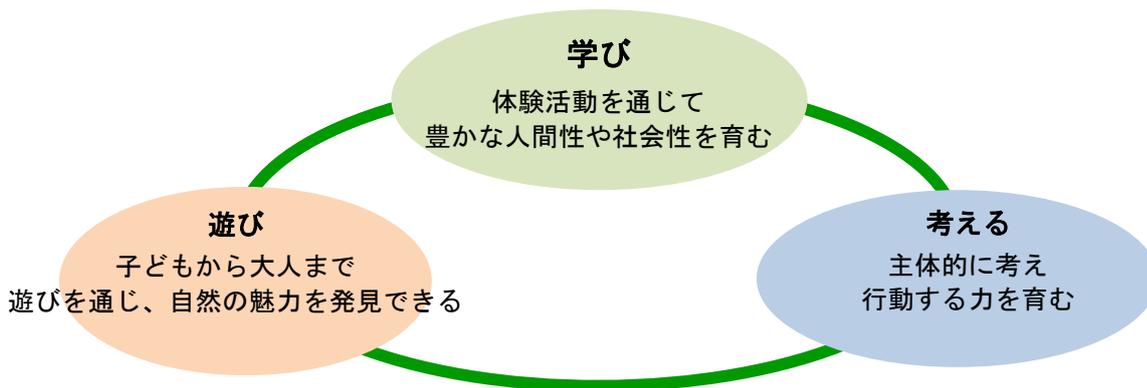
青少年教育課

はじめに

金峰山少年自然の家は、整備から40年以上市民に親しまれてきましたが、施設の不具合により平成31年（2019年）4月から受け入れを中止しています。未来を担う全ての青少年の成長に不可欠な自然体験を通して、心身ともに健やかに成長するための活動の場として、また、市民が自然に慣れ親しむ場として活用できる施設の整備を目指し、「新自然の家整備基本計画」を策定します。

基本理念

心豊かでたくましい青少年の教育を支援するとともに
誰もが豊かな自然に親しみながら、**学び、遊び、考える** 自然体験の拠点施設



※新施設の整備にあたり、「少年自然の家」という名称から、利用対象者を「少年」に限定している印象やイメージが強いことから基本理念等を踏まえて、誰にでも親しまれる施設を目指して施設の名称変更を検討します。

基本方針

方針1

豊かな自然を活かした自然体験活動の拠点施設として、学校教育活動を支援するとともに、市民や観光客等が気軽に利用できる施設

方針2

地域住民等との連携によるプログラムの提供や地域情報の発信、交流を創出する施設

方針3

民間のノウハウを活用した効率的な運営や新たなサービスを提供する施設

施設整備方針

管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者を迎えるためのホールを吹抜空間とし、施設全体の見通しを確保し、利用者が分かりやすい空間構成とします。 ・利用者間の交流を促すとともに、憩いの場としても利用が可能な談話コーナーを計画します。
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な利用者層を想定し、だれもが心地よく食事のできるインテリア計画とします。
研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な利用者層を想定し、大規模な団体から小規模な団体までが利用しやすいフレキシブルな計画とします。
宿泊室	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な利用者層を想定し、宿泊室の部屋タイプを複数検討する計画とします。 ・車いす対応のトイレ、浴室を計画し、だれもが利用しやすい施設計画とします。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される体育活動を明確にし、適正な体育スペースを確保します。
外部施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飯ごう炊飯等、屋外で調理できる機能に加えて、バーベキュー等、野外の自然に囲まれた中で気軽に食事を楽しめる機能を整備します。 ・周囲の自然を活用した遊具や高低差のある地形を活かしたアスレチック等、自然に触れ合いながら遊べる空間として整備します。

その他計画

設備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難施設として、自家発電設備の設置を検討します。 ・施設内で利用者が利用可能な Wi-Fi 機能の設置を検討します。
長寿命化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・スケルトンインフィルの区分を明確にし、将来の改修がしやすい計画とします。
ユニバーサルデザイン計画	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省による高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建設設計標準に基づいた、きめ細やかなバリアフリーの計画とします。 ・敷地周辺をスロープで繋ぐことで、車いす使用者が外部施設を利用しやすいように計画します。 ・建屋の中央にエレベーターを配置し、だれもが利用しやすい動線計画とします。



事業手法の検討

本市では、一定規模以上の公共施設整備事業については、P P P / P F I 手法（官民連携手法）の導入に関して優先検討を行うものとしており、本事業に有効と考えられるD B O方式、P F I（B T O）方式についてV F Mを試算した結果、下表のとおり一定の効果が得られる結果となりました。

今後、施設の運営等に関して民間事業者へのサウンディングを実施するなど、本市の財政状況も勘案しつつ、精査を重ねて事業手法を選定します。

		従来方式	P F I（B T O）方式	D B O方式
現在価値化後の公共の財政負担額①		2,793百万円	2,537百万円	2,459百万円
V F M	金額②	—	256百万円	334百万円
	割合（②/①）	—	9.2%	12.0%

※従来方式の想定額：建設費14億円（解体費含む）、維持管理費 年間1億4百万円×15年

事業スケジュールの検討

■従来手法による整備工程の場合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本設計	■			
実施設計		■		
建設			■	
既存施設の解体	■			

■P F I方式による整備工程の場合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施方針等	■			
入札公告		■		
落札者の決定		■		
契約の締結			■	
設計・建設			■	
既存施設の解体			■	